

令和7年度 起業家教育プログラム実施支援校の募集について

令和6年10月11日
中小企業基盤整備機構
創業・ベンチャー支援部

1. 趣旨

文部科学省では、「アントレプレナーシップ(起業家精神)」を「新たな価値を生み出していく精神」と捉え、自ら社会課題を見つけ、課題解決にチャレンジし、他者と協働しながら解決策を探究することができる知識・能力・態度を身に付ける教育をアントレプレナーシップ教育(起業家教育)と位置付けています。アントレプレナーシップは、起業に限らず、民間企業、行政など、あらゆる領域で必要な考え方であり、全国に醸成すべく強力に推進しているところです。

地域課題や社会課題が顕在化する現代において、若い世代から、起業家精神を育み、主体性、創造性、分析力、コミュニケーション力など「これからの時代で生きる力」を身につけることが重要とされています。また、大学のAO入試における主体性評価でもこのような点が重視される傾向があるとされています。

一方で、教育の現場において、起業家教育を実践する教員や支援人材は少なく、生徒と起業家(企業経営者、社会起業家等)が出会う機会も少ないのが現実です。

そこで、経済産業省所管の独立行政法人である中小企業基盤整備機構(中小機構)において、文部科学省と連携しつつ高等学校における起業家教育をサポートするプログラムを実施します。

具体的には、総合的な学習の時間(探究)、各科目、課外活動、AO入試対策等として新たに起業家教育プログラムを導入しようとする学校を対象とし、中小機構がプログラムの企画、実施フォローアップ等の様々なサポートを実施します。起業家教育の実施により、自己効力感の向上や各科目の学習への主体的な参加の増加が見られるとされており、ぜひ、実施について、ご検討いただければと考えております。

2. 起業家教育プログラム実施支援の内容

本事業は、各高等学校において担当教員の方が「起業家教育標準カリキュラム」(現在中小機構にて作成中)を活用しつつ、起業家教育の授業を実施することを支援するものです。

中小機構は、授業の企画、実施に際しての助言や、外部講師、起業家の派遣(1校あたり2-4回)等のサポートをさせていただきます。また、本支援は、全支援校に起業家教育の実施を継続していただくことを目的としており、起業家教育実施のノウハウ等の定着を図ります。

※各校における来年度の授業・学校行事の計画との整合を図るため、今般のご案内となっておりますが、本事業の予算成立は令和7年3月前後を予定しており、実際の事業の確定はその後となります。

3. 具体的な支援内容(予定)

中小機構で現在作成中の「起業家教育標準カリキュラム」(別添参照)をもとに、各高等学校の意向や事情に応じ「5時間コース」、「10時間コース」、「20時間コース」、「30時間コース」のいずれかを導入し、起業家教育プログラムを実施する学校を支援します。具体的には以下のとおりです。

(1) 実施計画の作成

・標準カリキュラムの導入のための年間計画等、起業家教育を実施するための計画策定について助言を行います。

(2) 教員、学生の方からの相談対応

・授業を実施する教員の方に対し、標準カリキュラムやワークシートの使い方、説明のポイントや話法などの授業の進め方について Slack や Zoom などのオンラインツールを活用し事前に助言を行います。また、標準カリキュラムの導入に関わる教員・学生からの質問事項等に対して、回答・相談対応いたします。

(3) 要望に応じた講師等のマッチングおよび派遣

・教員の方のサポートや、実際に起業した起業家の話を聞く機会を設けるべく、ご要望に応じ、外部講師等適切な者を派遣します。(1校あたり2回-4回程度)

(4) 社会へのアウトプットや社会との接点を創出する場の提供

- ① 起業家教育プログラムの成果を地域やメディア等で発表する場の提供
- ② 起業家教育プログラム実施校相互の交流の場の提供

※ (1)~(4)の実施に際し、教員・学生の方の相談対応に関する費用、中小機構が派遣する専門家、講師(起業家等)に支払う謝金等について費用はかかりません。ただし、個別相談、意見交換会、ワークショップ、フィールドワーク等に参加いただく際に必要となるインターネット通信費・交通費等については自己負担となります。

4. 高等学校側にご協力いただく内容

(1) 教員

- ・標準カリキュラムを活用した授業の企画と実施
- ・標準カリキュラムに対するご意見等のフィードバック
- ・参加校同士の意見交換の場や成果発表の場への参加
- ・中小機構が依頼するアンケートへの回答

(2) 生徒

- ・標準カリキュラムを活用した授業への参加
- ・参加校同士の意見交換の場や成果発表の場への参加
- ・中小機構が依頼するアンケートへのご回答

5. 対象

- ・学校教育法第一条で規定する高等学校、高等専門学校(1～3年生)、中等教育学校(後期中等教育段階)、特別支援学校(高等部)。
- ・標準カリキュラムを活用した起業家教育プログラムの実施について、学校や教員間の理解があり、協力を得られている学校。
- ・過去の学校独自の起業家教育の実施経験等は問わない。
- ・中小機構との打ち合わせに、Slack や Zoom 等のオンラインコミュニケーションツールを利用可能な学校。

6. 募集校数(予定)

20校-30校程度

7. 申込方法

下記の申込フォームよりお申込みください。

<申込フォーム URL>

<https://service.smrj.go.jp/cas/customer/apply/ce4620e31fcf454a9813485e40b01474>

<申込フォーム QR コード>



8. 応募締切

令和6年11月29(金) 12時

9. 支援対象校の選考について

申込のあった学校については、以下の点を中心に応募内容を審査の上、地域バランスや学科のバランス等を勘案して実施対象校を決定させていただきます。

○1次審査(12月上旬):書類選考

○2次審査(12月中旬):オンライン面談

- ① 起業家教育プログラムを導入して達成したいこと、期待することは本事業の支援内容と整合しているか。
- ② 起業家教育プログラムを実施するにあたって、校内でのコンセンサスを得られているか。
- ③ 起業家教育プログラムに関わる先生の人数は2名以上で、校内のサポート体制があるか。
- ④ 起業家教育プログラム終了後も起業家教育を実施する意向があるか。
- ⑤ 支援終了後の2年間、起業家教育に関する取組みについての事後報告に協力できるか

10. スケジュール(予定)

○令和6年10月11日: 応募受付開始

○令和6年11月29日: 応募締切

○令和6年12月上旬: 1次選考(書類)

○令和6年12月中旬: 2次選考(オンライン面接)

○令和6年12月25日: 支援対象校の決定

○令和7年2月28日: 支援申込書の提出期限

○令和7年4月～令和8年2月中旬: 起業家教育プログラム実施支援

11. お問い合わせ先

申込みにあたってご不明な点、プログラム内容等についてご相談がありましたら下記の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

創業・ベンチャー支援部 創業・ベンチャー支援企画課

担 当 : 白川、野崎、大場

電話番号 : 03 - 5470 - 1645

E - m a i l : kigyorider@smrj.go.jp